

令和4年度第3回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和4年6月28日（火） 午前10時30分から正午まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：赤松道晃、池田恒、伊東晶一、小野上真也、小林伸一、金網房雄、  
清水幸雄、武田正次、永野昭、松坂莉乃、三浦梨音、山田次郎、渡邊秀孝

木更津市：田中副市長

総務部 伊藤部長

（事務局） 総務部総務課 曾田次長、河上係長、石井主任主事、梅田主任  
主事、岡野主任主事

○議題等及び公開非公開の別：

(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて（令和4年5月31日諮問） 公開

(2) 答申 公開

○傍聴人の数：0人

○会議内容

（河上係長）

ただいまより令和4年度第3回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により会長が議長となると定められておりますので、以後議事進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。小林会長、よろしく願いいたします。

（小林会長）

それでは議事を務めさせていただきます。ご協力お願いいたします。

本日の出席者の確認ですが、何名でしょうか。

（河上係長）

本会議は木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項の規定により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。委員の定数は15名です。本日の出席委員は13名となっております。以上です。

（小林会長）

わかりました。本日の出席者が13名ということで規定数を満たしていますので、この審議会は成立いたします。

いつものように、最初に皆様にお伺いしなければならないことがあります。本日の議題ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しにつ

いてとなっておりますが、この審議会を公開することで、よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(小林会長)

それでは公開といたします。

これもいつものようになのですが、議題に入る前に委員の皆様にご会議中に所要等で退席される方がいらっしゃれば、その時は私に前もって一言お声がけください。

それではさっそく議題に入らせていただきたいと思います。前回の諮問事項に関する審議ですが、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。それをもとに私、それから清水先生、山田先生、渡邊先生そして小野上先生が中心となって、この約1か月の間に答申案をまとめさせていただきました。この答申案について、皆様のお手元にあると思います。これについて、事務局から説明していただければと思います。

(梅田主任主事)

総務課の梅田と申します。それでは私から答申案について簡単に説明させていただきます。読み上げさせていただきます。着座にて失礼いたします。

答申案をご覧ください。最初の部分については過去の答申に倣い作成しております。読み上げさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて(答申)。

令和4年5月31日付け木総第417号で諮問のありましたこのことについては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「新法」という。)の趣旨を踏まえ検討を行った結果、下記のとおり答申します、

としております。次に諮問事項(1)についてですけれども、開示に係る手数料の額について、現行条例どおりの額とすることについて委員の皆様から反対意見はございませんでした。

それでは答申案を読み上げさせていただきます。

1. 諮問事項(1)について。

新法第89条第2項の規定により、開示請求に係る手数料については、実費の範囲内において条例で定める必要がある。額を定めるに当たっては、新法第89条第3項の規定により、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

現行の木更津市個人情報保護条例(平成11年木更津市条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。)のとおり、個人情報の閲覧による開示の請求にかかる手数料は無料、写しの交付に係る手数料は1枚当たり10円とすることは、新法の趣旨に適合しており、適切であるとする、

とさせていただきます。

(小林会長)

よろしいですか。答申案を一通り説明し終わってから、審議に入りますか。一つ一つではなくて。

(河上係長)

項目ごとにお願ひできればと思います。

(小林会長)

時間のことを考えれば、一通り説明していただいた方がよいと思います。続けてください。

(河上係長)

わかりました。引き続き説明させていただきます

(梅田主任主事)

それでは諮問事項(2)の方へ進めさせていただきます。

要配慮個人情報を選ばないことにつきまして、委員の皆様から反対意見はございませんでした。山田委員より日常的に情報収集をし、他市などで要配慮個人情報を制定している情報などがあれば逐一吟味することが必要である旨の意見がございましたので、ただし、から始まる段落にて記載をしております。

それでは読み上げさせていただきます。

## 2. 諮問事項(2)について。

新法第60条第5項の規定により、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、条例で要配慮個人情報を定めることができる。

木更津市においては、現時点で著しい差別、偏見の原因となるような特有の事象は認識できず、条例で要配慮個人情報として規定すべきことはないと言える。そのため本諮問は適切であると考えます。

ただし、条例要配慮個人情報の必要性については、社会の動向等を注視しながら、今後とも検討を要する。

続きまして、諮問事項3についてですが、個人情報取扱事務の届出を引き続き行うことについて、委員の皆様から反対意見はございませんでした。金網委員より事務量の負担について、その意見をふまえて渡邊委員より今後の在り方は継続して検討されたいとの意見がございましたので、ただし、から始まる段落にて記載をしております。

それでは読み上げさせていただきます。

## 3. 諮問事項(3)について。

個人情報保護条例第7条第1項の個人情報取扱事務の届出は、新法第75条第1項の個人情報ファイル簿と比べると、公表の対象となる個人情報の範囲が広範である。しかも、同届出は、個人情報保護条例第7条第5項の規定によって、市民への公表が義務付けられるのに加え、条例第7条第6項の規定により木更津市情報公開総合推進審議会への報告

も義務付けられる。

このような個人情報取扱事務の届出制度を新法の施行後も維持することは、市当局による個人情報の収集、保管、利用の適法性と適正性のより一層の確保につながる。この点に鑑みて本諮問は適正であると考える。

ただし、事務の負担が増える可能性があることから、個人情報取扱事務の届出制度の在り方については、継続して検討することが望ましい。

続きまして、諮問事項（４）についてですが、情報公開条例と新法の開示情報及び不開示情報を調整する規定を設けないことにつきまして、委員の皆様から反対の意見はございませんでした。情報公開条例では開示請求があった際、対象文書内にある開示請求者以外の第三者の個人情報については、個人に係る情報として不開示にしておりますが、例外として第三者でも公務員の氏名については不開示事由から外す旨の規定がございます。新法では、公務員の情報は不開示事由から外す旨の規定はございませんが、慣行として知ることができる情報である場合には開示ができますので、新法と情報公開条例との開示及び不開示情報との整合性がその部分で図れる旨整理をいたしました。その点につきまして、清水委員より、第三者にあたる公務員について公表しているか不明な場合については、本人の意向を聞く余地を残してほしい旨の意見がございましたので、ただし、から始まる段落にて記載をしております。

それでは読み上げさせていただきます。

#### ４．諮問事項（４）について。

新法第 78 条第 2 項の規定により、木更津市情報公開条例（平成 12 年木更津市条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）における開示情報と不開示情報との調整を行うことができる。

しかし、新法の開示情報及び不開示情報について、現行の情報公開条例との間に不合理が生じないことが確認できることから、開示情報及び不開示情報を調整する規定を設けないことは適切であると考える。

ただし、第三者にあたる公務員の氏名については、法第 78 条第 1 項第 2 号の個人が識別できる情報として不開示情報に該当するが、同号イの慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報として、不開示情報の例外とされている。第三者にあたる公務員の氏名が慣行として公開されているか不明な場合については、新法第 86 条第 1 項の規定により、当該公務員に意見書を提出する機会を与えるべきである。

続きまして諮問事項（５）についてですが、開示決定の期間について、新法の 30 日以内という期間を短縮しないことについて、委員の皆様から反対意見はございませんでした。小野上委員より答申案にポジティブな立法動機を反映した方が良いという旨の意見がありましたので、開示に係る文章を、と始まる部分で反映しております。また、山田委員より、期限が 30 日に伸びたことで開示の決定も 30 日に寄ってしまうことがないように、と意見がありましたので、ただし、から始まる段落にて記載をしております。

また、永野委員より、この諮問に関連し任意代理人の本人確認の手続きについて、ガイドラインと条例では意味合いが異なってくることから、条例化についても国の動向を含めて検討してほしい旨の意見がありましたので、また、から始まる段落にて記載しております。

それでは読み上げさせていただきます。

#### 5. 諮問事項（5）について。

新法第108条の規定により、新法第83条第1項の開示決定の期間（開示請求があった日から30日以内）を短縮する規定を設けることができる。

しかし、開示決定の期間を短縮する規定を設けないことにより、開示に係る文書をこれまで以上に慎重に審査することが可能となる。この点に鑑みて、本諮問は適切であると考える。

ただし、30日より早く開示決定を行うことが可能な場合には、可及的速やかに開示決定を行うことが必要である。

また、新法では任意代理人に対しても保有個人情報の開示が可能となることから、より慎重な審査を行う必要がある。なりすましや利益相反の防止といった観点から、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて確認する旨の規定を検討することが望ましい。

以上が事務局で作成した答申案になります。

（小林会長）

それでは、これから答申案について検討していきたいと思います。

答申案の諮問事項ごとにご質問やご意見を出していただいて、あるいは質問がなければこれが皆さんから承認されたという形で、スピーディーかつ適切に進めていこうと思いますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。検討するに当たって、答申の内容もさることながら文法などの形式面においておかしなところはないか、適切でないものはないかご指摘をいただき、それを訂正していくというようにしていきたいので、皆さんしっかりとご検討いただきたいと思います。

それでは諮問事項1に対する答申案から。句読点の打ち方なども見ていただければと思います。

（金網委員）

感覚的な意見ですけれども、諮問第1で条文の規定によって定める必要があると言い切っていますよね。次に額を定めるにあたっては3項の規定により配慮しなければならないという風に言い切っていますよね。これ条文がこういう風に規定されているとか配慮されている必要があるとか配慮しなければならないとされているとか、受ける形の表現と今のままの言い切りの言葉でおかしくはないと思うのですが、どちらがよいのでしょうか。

（小林会長）

委員の認識とすれば今の答申案はどちら、前者と後者どちらに確定的にとらえていますか。

(金網委員)

私としては後者がいいのかなという感じがします。法律の規定だとこういう風な規定とされているとか客観的に受けるような、主体じゃありませんが、次の根拠になるものですから、配慮しなければならないとされているとか、一回間接的に受けて次の結論に行ったほうがいいのかなと感じます。自信はありません、雰囲気です。他の皆さんにも意見をお聞きしたい。

(小林会長)

より適切であるかというレベルの話と受け取りました。間違っているかいないではなくて、より適切だと思われるかという意見をいただきました。いかかでしょうか。

そのような意見を全面的に取り上げるとなると、他の答申案についても同じような書き方になっているので改める必要が出てくるという事になります。一字一句、一からやり直しという事にもなりますので、相当に時間がとられる可能性が非常に大きいということもご配慮していただかなければならない。限られた時間ですから。

(金網委員)

わかりました。この表現が適切ではないという事ではなく思うだけの意見であって、直接的な表現で他にも影響するという事であればよろしいです。

(小林会長)

これによって文章を全面的にこの場において変えるというようなことはなされるべきではないと思います。ほかに。

(小野上委員)

2点の提案と1点の確認です。上から行かせていただきますと諮問事項に入る前の柱書と申しますか、4行目ですけれども、以下新法という時の以下の後に句読点が入るのか入らないのかがまず1点。論文とかですと読点入れたりすることがあるかなと感じがしましたので、前例との関係で教えていただけたらと。2点目が、2の諮問事項の(2)についてですけれども、2段落目の2行目ですが、インデントがあるが必要がないのではないかと思います。3番目は、1枚目の裏面のこのようなから始まる段落のところの2行目の利用の適法性と適切性ですけれども、先ほど読み上げの段階では適正性とおっしゃられていたのですが、適切性と適正性のどちらが正しいものとして最終採用されるのか、以上3点をお伺いできればと。

(小林会長)

諮問事項1から集中する予定だったのですが

(小野上委員)

失礼しました。その時にまた申し上げます。

(小林会長)

小野上委員のご指摘は、諮問1に係るわけではないという事ですね。

前書きのほうで新法という使い方が、という事ですね。

(小野上委員)

新法以下の読点、以下の後に点を入れるかどうかです。

(小林会長)

事務局は、いかがでしょう

(山田委員)

それに追加なのですが、諮問事項(4)についての1行目のところ「(平成12年木更津市条例第4号。以下「情報公開条例」という。)」ということになっていますが、ここも同じ理屈なんですよ。柱書きと同じであればカッコ2つ目の記載の仕方でしょう。その最後の「という」のところに「。」がつくつかないか、どちらにするかは行政の文書の作り方に規定があると思うんですけども、整合性が取れていないのは間違いないですよ。

(小林会長)

ありがとうございます。ということでこれは訂正すべきですよ。小野上先生、山田先生のご指摘のとおりでよろしいですか。

(河上係長)

まず小野上委員からお話のありました、以下新法というの後の丸については残すのが正しい形です。

(梅田主任主事)

以下の後に点を入れるかどうかにつきましては、読点はなくてよいので、点はないものとします。

(小林会長)

山田先生の指摘した諮問事項4の方は。

(梅田主任主事)

諮問事項4の最後の丸については抜けていた部分でありますので、これは追加させていただきます。

(山田委員)

かっこのところはどうするのか。

柱書のところは2つ括弧書きがある。諮問事項4のところでは括弧1つにつなげているが整合しないでしょ。

(河上係長)

ここは始まりが「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律」という形で2つの法律を繋げている関係で、4番目とは違う用法の使い方をして、ここだけ特出しで括弧にして「新法という」という形にさせていただいております。

(小林会長)

行政文書の、それにのっっているということでもよろしいんだということでもいいですね。

(小野上委員)

そこについてはちょっといいですか。柱書の方の「以下新法」の新法が掛かっているのは、最終的に平成15年法律57号ですね。その前の37号による改正後のという事ですから、結局かかっている構造は法律1個じゃないかと思うので、山田先生のご指摘のように条例1個に係っているのを括弧をくりだしたほうが整合的じゃないかと思います。つまり両方に係っているわけじゃないですね、新法は。整合性を取ったほうがいいのでは。

(渡邊委員)

すごい細かいことを言うと、ここで括弧をつけない形でつなげて書いてしまうと、平成15年法律第57号の改正前のものは文書としては存在しているわけで、改正前のものを「以下新法という」が指している可能性が残ってしまうので、やっぱり分けた方がいいのではないのでしょうか。この記載のままでよいと思います。

(小野上委員)

では、このままということ。

(小林会長)

疑問は解消されたでしょうか。そのような行政文書特有の言葉使いも含めて検討しなければなりません。

諮問事項1の答申案について形式的、内容的に何かございましたら。なければ次に行きます。

諮問事項2に対する答申案について。形式ということで、第2パラグラフの「条例で要配慮個人情報」の条例の条の字が一文字下がっている。

(河上係長)

そうですね。すみません。

2の下から3つ目の「条例で要配慮個人情報として規定すべきことはないと言える。」で「条例」の字の始まりを左へ1字詰める形になります。

(小林会長)

「社会の動向等を注視し」を「注視しながら」のほうがより適切、正しい文書になる。ここでいう法的必要性というのは、新たな差別、偏見の原因となるような事象が生じ、その段階で本市の条例にも要配慮個人情報を定めることが必要かどうか検討しなければならない、という場合の想定での必要性か。

(河上係長)

はい。

(小林会長)

わかりました。

(清水委員)

よろしいですか。もしそうするなら諮問事項2についての3行目の一番最後で、条例で要配慮個人情報と定めることができるとお書きになっていますけれども、要配慮個人情報の定義を、それとも取り扱いを、何を定めることができるのですか。

(河上係長)

条例要配慮個人情報として例えば、一定の地域出身とかそういったものについて、定義を定めることができます。

(清水委員)

それは、条例で要配慮個人情報のなかには入らないのか。

そうでなければ、最後のただし書きの条例要配慮個人情報の必要性とあるけれども、これは要配慮個人情報の規定を置くという必要性があるということを行っているのか、保護の必要性のことを言っているのか、あるいは取扱いのことを言っているのか、いろいろなことが考えられると思うのですよ。

(河上係長)

規定の方になるかと思います。

(清水委員)

条例で要配慮個人情報の規定を置くことができるという文章があつて、その規定を置くことの必要性について、ではないですか。

(小林会長)

清水委員の意見は受け止められましたか。復唱してもらえますか。

(河上係長)

ただし書きのところからになります。ただし、条例要配慮個人情報の規定の必要性については、社会の動向等を注視しながら今後も検討を要する、という形になるかと思いません。

(永野委員)

清水委員がおっしゃったように、「要配慮個人情報の規定を定めるところ」の規定という、清水委員の指摘した言葉が入るんですよね、3行目にある「規定」という言葉が。

(小林会長)

他に何かございますでしょうか。

(小野上委員)

すみません。いまの平仄なのですが、3行目が規定を定めることができるという風にされるのであれば、ただし書きのところは条例要配慮個人情報の規定の必要性ではなく、規定を定める必要性についてはというのが平仄に合うのではと思います。

(小林会長)

そういう書き方も可能です。

(永野委員)

あってもなくても、どちらでも。

(小野上委員)

平仄さえあれば、決定の問題かと思われま。

(小林会長)

必要性を議論するわけだよね。

(小野上委員)

私はそこではなく、3行目とただし書きのところの表現方法の平仄さえあっていれば  
なと思います。

(永野委員)

先ほど諮問事項1の時に委員の質問と同様の感じがするんですけども、ただし書き  
に今後も検討を要すると書いてあるのです、前段では本市も適切であると考え、この  
審議会で言っているんですよ。そうするとこの部分について、今後も検討が必要と考える  
なら、この審議会の考えとして検討を要すると言い切ってしまうのか。

(小林会長)

審議会の意見として、市当局に対する意見として出される。

(永野委員)

そうすると、必要と考える。前段の諮問については必要。本市のものは適切であると思  
えるということですね。ただし書きについても必要であると考え。検討が必要と考える。  
要するという言葉がいいのか分からないけれども。

(清水委員)

ただし書きの部分というのは、条例要配慮個人情報というものについて、どのようなも  
のが入ってくるのか分からない、言われてみるまで。今まで問題となってきたような  
ものについて定義をするという事であれば全然異論はないんだけど、基本通りでいいん  
だけど、社会の変化によって新しいものが来る可能性がある。そこで新しいものが出来た  
ときに何もしないというわけにはいかない、社会全体の動きを見ながら検討する余  
地をどうするかだろうと思いますけど。

(小林会長)

事が事だけに、著しい差別や差別を生み出す偏見ですね、原因となるような事象に関す  
る諮問ないしは答申であるから、そういったことを考慮して、あえて強い言葉で審議会  
の意思、強い意思を示すという意味もあります。

他に何かありますか。

それでは諮問事項の3に対する答申案について、小野上委員の方から適正と適切な点  
をご指摘いただきました。文字では「適切」になっているのが適正、ということでしたが、  
「適切」ですね。

(梅田主任主事)

申し訳ございません、言い間違いです。答申案の方を見ていただければと思います。

(小林会長)

形式的な問題とか、あるいは内容の問題があるかどうか。

(山田委員)

そのページの次で、「この点に鑑みて本諮問は適切と考える」となっていますが、他のところはみんな「適切であると考え」となっていると思う。どちらかに統一した方が良いのではないか。

(小林会長)

これはやはり「適切であると考え」となる。

それから、内容面に関わらず言葉遣いの問題であり、内容にもかかわると思うのですが「市当局による個人情報」と「市当局」という一般的な言葉がここに使われているけれども、その前段で条例7条の6とか条例7条の5とか書かれている。念のためだけど個人情報保護条例7条の5項、7条の6項においては、公表義務それからこの審議会に対する報告義務、その主語主体は誰になっているのか。

(河上係長)

市長になります。

(小林係長)

市長ですね。条文に即して使うとなれば市長となるけれども、市当局と市長及びそれをサポートされる皆さん市長部局ですね、市長及び市長部局という表現にするか、一言で市当局とするかと、どちらも間違いではない。そこで考えた末に市当局という言葉が出てきたのだけれども、どうでしょうかこの表現は。こういう行政文書、公式の文書の中で使うのにふさわしい言葉使い、概念なのか意見を聞きたい。

たとえば市当局という言葉というのは、メディアのニュース記事の中であるとか新聞、TVニュースの中で主にマスメディアが使うという風に私たちは認識しているのですが、そういったことも考慮したうえで、これで問題ないか。行政文書に慣れている事務局からしてもおかしくない、適切ですね。

(河上係長)

そうですね。

(清水委員)

そもそも論なのかもしれませんが、「このような個人情報取扱事務の届出制度を新法の施行後も維持することは、」という文章の先に「市当局」が来てるのですが、考えてみたらこの制度の対象は実施機関じゃないんですか。全部市長ですか。

(河上係長)

条例上は実施機関という形で、第7条自体は「実施機関は」で始めています。

(清水委員)

ですから、市の条例に定める実施機関による個人情報の収集、保管という文章につなが

るのであって、市長だけに限定しているわけじゃないと思うんですよ。市当局という言葉についても私は異論があって、実施機関では。今までの文章と平仄を合わせるとよろしいんじゃないかと思います。

それから、届出制度を施行後も維持することは、収集、保管、利用の適法性と適切性のより一層の確保につながるというのは、どういう根拠でものをおっしゃっているのか。

(曾田次長)

その適法性、適切性のより一層の確保の根拠でございますけれども、個人情報ファイル簿の方は 1,000 件未満は作らなくてよいということになっております。この届出をなくしてしまいますと市民から見えなくなってしまう部分が増えるという所で、届出制度を維持することはこの適法性、適切性の確保につながる考えたところでございます。以上でございます。

(清水委員)

ありがとうございます。わたくしはこの辺を大変疑っております、この届出制度がこの十数年きちんと機能していたとは思っていませんので、その辺はどうお考えになるかと。事務届というのは必ず毎年のように不適切な届出があったり、私の立場で言わせていただければ何度言っても治らないというのがずっと続いてきた。この制度の原案を作りました立場から考えますと、今の審議会への報告というものが十分に機能しているとは思っていませんので、そこで情報の収集、保管、利用の適法性と適切性、こういうことをやっているから十分なんだよという弁解に使われるだけで、今後この制度がより十分な個人情報保護として機能していくといいきれ自信がございませんので、諮問そのものについて異議を唱えることはございませんけれども、もうちょっと考えてもらいたい。

2行目のところで市民への公表が義務付けられる、これははっきりと設定があるわけです。ところがその次の条例第7条第6項により木更津市情報公開総合推進審議会への報告も義務付けられるのですよ。義務付けられていると言い切るのであれば、今までいろいろ不適切な届出が続いてきたのはどうしてくれるんだという話になるでしょうし、非常にゆるやかな形でこのような報告があったというのは認めますけど、だからじゃあ木更津市は十分な個人情報保護を図ってきたかという、そこについて私は疑問です。もう少し実情に合った表現にならないかと思います。

(小林会長)

確認できましたか。ご意見ですか。復唱していただいた方がよろしいと思いますが。

(河上係長)

はい、3の1ページで言ったものになるのですけれども、上から3行目の審議会への報告も義務付けられるという所がですね、実質この審議会に遅れて報告をしているというものがあるので、ここの表現の仕方をもうちょっと変えたらどうかという清水委員からのご意見。

(清水委員)

もっとざっくりばらんに言うと、こういうことを義務付けられるならちゃんとやれよという事です。

(小林会長)

そういう、その報告の実態というものを反映するような表現のほうがよりいいんじゃないかと、そういう事。

(永野委員)

一点だけ教えてください。市当局という表現があるんですけども、首長さんから独立した行政委員会があるじゃないですか。それを含めて市当局という表現に含まれてしまっているんでしょうかね。

(河上係長)

今、清水委員からご指摘のところでは、まさに実施機関のほうがよろしいんじゃないかということです。

(清水委員)

条例にしても個人情報保護にしても実施機関という言葉を使ってその中に市長その他のいろいろな部分も含め、その言葉遣いに合わせたほうが分かりやすいと。

(小林会長)

だから私が最初に申し上げたように、この言葉について聞いたところ、清水委員からの確なご指摘をいただいたので、まず報告義務に関してはこの後に取り上げるとして、市当局は実施機関に改めるということにいたしましょう。やはりこれはマスメディアが好んで使う言葉なのでこういうのは避けると。市長がその一つであり消防本部は実施機関に入る。議会は入らない。実施機関に改める。そして肝心の審議会への報告義務についてなのですが、清水委員のかなり鋭いご指摘についていかがでしょうか。条例6条、7条はまさにこれを義務付けているわけですよ。報告しなければならないにしている。だからその通りのことはここに記されていると言えば記されている訳ですが。

(金網委員)

2つ意見がありまして、一つは皆さんと同じで、市当局は、市長の諮問機関で諮問される長が相手方に返す時に市当局という言葉で返さないでしょ普通。ですからこの言葉は適切ではないというのは皆さんと同じ意見です。もう一つは清水委員からでた、義務付けられたらやれよというのは本音で実際なんだと思うんですけども、諮問に対する回答書ですよ。そういう義務付けが実際にされているかどうかを諮問されているわけではないので、回答書上は客観的な外面的な回答しか、諮問されていないことを回答するわけにはいかないんで、この義務付けられているのは条例的には義務付けられているんでしょう。であればこれは事実として間違いない。ただ実際にきちんとやっていないというのは別の問題なので、諮問のところでこれを付け加えるのはなかなか難しい。それは事務局側とか市側で担保するために別の方策で回答なり考えた方がいいのかなと思います。

(小林会長)

貴重なご意見ですね。

私も金綱委員のご意見に賛成です。ただ清水先生があえてそれを、お分かりになってもご指摘されたのは、長年私も同じなのですが、届出の報告に携わってきて、違法とまでは言わないけれども不適切な届出も多々ありました。それは私も認識しております。付け加えるとしたらそのくらいですね。

だからこそ適法性や適切性という言葉がここに出てくる、今私が言ったように、違法とまではいかないが不適切な届出もあった。それを踏まえているわけです、適法性や適切性という概念は。だから清水先生のご指摘の何分の一かはこの適法性や適切性にいかされているとも言えると思います。先ほどの次長説明の補足になりますがよろしいでしょうか。

ということで、他に何かございますでしょうか。

(小野上委員)

諮問3でよろしいですか。一つだけ体裁を確認させてください。諮問3の第1段落の「条例」ですが、この「条例」はここが多分初出かと思うんですけども、正式名称を入れて（以下「条例」とする。）にしますか。

(梅田主任主事)

個人情報保護条例の番号などが書いてある部分がありませんので、諮問事項3の一番最初の条例のところ「木更津市個人情報保護条例（平成何年）」という形で、諮問の一番上と同様に（以下「条例」という。）というように記載を追加させて頂く形でよろしいですか。

(小野上委員)

それ以前の条例は一般論としての条例として理解しましたので、特に正式名称とか関係のない条例という理解で読んでいたのですが、それでよろしいですか。諮問事項3についてはそのようなご回答で承りまして、諮問事項2以前の条例とはまさに、特定の条例ではなくて一般論としての条例という情報なので、そこに入らないという理解で読んでいたので、このままでいいんじゃないかと思っているのですけれども、その理解の区別でよろしいですか。

(梅田主任主事)

諮問事項1の現行条例どおりの条例が、個人情報保護条例を指していますので、諮問事項1のところ現行の木更津市個人情報保護条例を以下「条例」としますと、2個目の条例は一般的な条例の話をしていて被ってしまいますので、略称を個人情報保護条例と区別できるような形でいかがでしょう。

(小野上委員)

今の説明は、諮問事項1についてのご対応という趣旨ですか。

(梅田主任主事)

はい。諮問事項1について、一番最初に条例が出てくる部分で略称は個人情報保護条例とおきまして、2のところは一般的な条例ですので条例と記載をして、3以降のところは、

個人情報保護条例を指している部分については1で略称を使っている個人情報保護条例という風に置き換えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(小野上委員)

わかりました。

(小林会長)

諮問事項3に関する答申案で意見がなければ、次の諮問事項に対する意見について。

(河上係長)

会長、申し訳ありません、1点だけ。当初報告すべきでしたが、4について下から2行目の「規定による」のところの「り」を1個右のほうに下げます。あと、ただし書きの法78条第1項のところ、新法という形のところになりますので修正させていただきます。

(小林会長)

諮問事項4についてなにかございませんでしょうか。なければ進みますがよろしいですか。

諮問事項5に対する答申案が残っているのですが、ここまで終わった段階で皆さんのご意見やご質問を取り入れて、事務局の方に答申案その2をパソコンで打ってもらってプリントアウトしたものをお配りする。その時間のことも考えると、そうそう時間を取れないという事は、ご理解いただければと思います。

諮問事項5に対する答申ですが、内容面、形式面で意見があれば。また、以下の一番最後の段落ですが、読んでいただければお分かりいただけたらと思いますが、これは諮問事項5に対する直接的な答申ではありません。永野委員から前回、諮問事項5に関連したご意見がなされたのでそれを取り入れました。したがって、諮問事項5に対する答申の中に入れてはありますが、直接諮問に対する答申を示した内容ではないという事から、「また」以下を諮問事項5から切り離して、例えば付記というような表題の下で記すという事ももちろん可能です。それから、諮問に対する直接的な答申でないとしても関連すると考えて、諮問事項5に対する答申の一内容として付け加えるということにしても、これはおかしくないわけです。たとえば付記という形で一番最後にくっつけるというのは一つの体裁の問題で、聞かれてもいないことに答えるという形をはっきり表してしまえば、付記と違った事で別建てで記してもいいだろうと、そういったことを避けようとする目的もございます。何よりも関連していることを重視した次第であります。

その点くらいでしょうか、内容的になにかあるとすれば。

特になければ第1回目の審議を終わりにして、お手数を取らせませうけれども打ち方を始めていただいて、速やかにプリントアウトしたものを皆様に配るようお願いいたします。その間は休憩とします。

<休憩>

(小林会長)

それでは仕上がりましたので、改めて皆さんが1から5まで目を通していただいて最終チェック、最終稿であるとお考え下さい。あまり時間も取れるわけではございませんので、その辺も考慮していただければと思います。

(小林会長)

大丈夫ですか。ないという事ですね。したがって、この最終案が正式な答申という事になります。改めて印刷をお願いします。

(河上係長)

はい、印刷をかけさせていただきます。

(池田委員)

1点だけよろしいですか。新たに直された1点ページの下から3行目「ただし、条例要配慮個人情報の規定を定める必要性については」のところは、規定を定めるでは馬から落馬のような感じがしませんか。規定を設けるとかではないか。規定という漢字を調べたのですが、定めること若しくはその定めとあるんですね。物事の仕方や手続きをはっきり定めることを規定という、又はその定めそのものを規定という。定めを定めるは変じゃありませんか。

(小林会長)

規定を設ける、のほうがり適切だというご指摘。

(池田委員)

はい。なぜかという、その次のページに規定を設けるという文言が出てきますので、であればわざわざ定めるではなく、設けるでもよろしいんじゃないかと思いました。

(小林会長)

意見として承ります。

ただ、その規定を定めるという用法は、これ自体が間違っているのではないかという事ですか。適切かどうかというレベルの話ですか。最終の答申案ですから。

(池田委員)

失礼しました。

(清水委員)

法律用語の一般的な使い方とすれば、規定というのは個別の条文のことを言っていますので、条文を置くということに規定は必要だと言っているのが本原案でよろしいのでは。

(河上係長)

清水委員からは、この規定というのは条文を指すものという事で、この使い方であればと思います。

(小林会長)

ということで、他にありませんか。

そうしましたら、一番大事な手続きに入ります。

答申の読み上げをします。

令和4年6月28日。木更津市長 渡辺 芳邦 様。

木更津市情報公開総合推進審議会 会長 小林 伸一。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて諮問のありましたことについては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、改正後の個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、検討を行った結果下記のとおり答申します。

1. 諮問事項（1）について。新法第89条第2項の規定により、開示請求に係る手数料については、実費の範囲内において条例で定める必要がある。額を定めるに当たっては、新法89条3項の規定により、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

現行の木更津市個人情報保護条例のとおり、個人情報の閲覧による開示の請求にかかる手数料は無料、写しの交付に係る手数料は1枚当たり10円とすることは、新法の趣旨に適合しており、適切であると考えます。

2. 諮問事項（2）について。新法60条5項の規定により、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、条例で要配慮個人情報の規定を定めることができる。

木更津市においては、現時点で著しい差別、偏見の原因となるような特有の事象は認識できず、条例で要配慮個人情報として規定すべきことはないと言える。そのため、本諮問は適切であると考えます。

ただし、条例要配慮個人情報の規定を定める必要性については、社会の動向等を注視しながら、今後も検討を要する。

3. 諮問事項（3）について。個人情報保護条例7条1項の個人情報取扱事務の届出は、新法75条1項の個人情報ファイル簿と比べると、公表の対象となる個人情報の範囲が広範である。しかも同届出は、個人情報保護条例7条5項の規定によって、市民への公表が義務付けられるのに加え、個人情報保護条例7条6項の規定により木更津市情報公開総合推進審議会への報告も義務付けられる。

このような個人情報取扱事務の届出制度を新法の施行後も維持することは、実施機関による個人情報の収集、保管、利用の適法性と適切性のより一層の確保につながる。この点に鑑みて、本諮問は適正であると考えます。

ただし、事務の負担が増える可能性があることから、個人情報取扱事務の届出制度の在り方については継続して検討することが望ましい。

4. 諮問事項（4）について。新法78条2項の規定により、木更津市情報公開条例における開示情報と不開示情報との調整を行うことができる。

しかし、新法の開示情報及び不開示情報について、現行の情報公開条例との間に不合

理が生じないことが確認できることから、開示情報及び不開示情報を調整する規定を設けないことは適切であると考える。

ただし、第三者にあたる公務員の氏名については、新法78条第1項第2号の個人が識別できる情報として不開示情報に該当するが、同号イの慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報として、不開示情報の例外とされている。第三者にあたる公務員の氏名が慣行として公開されているか不明な場合については、新法86条第1項の規定により、当該公務員に意見書を提出する機会を与えるべきである。

5. 諮問事項（5）について。新法第108条の規定により、新法83条第1項の開示決定の期間を短縮する規定を設けることができる。

しかし、開示決定の期間を短縮する規定を設けないことにより、開示に係る文書をこれまで以上に慎重に審査することが可能となる。この点に鑑みて、本諮問は適切であると考える。

ただし、30日より早く開示決定を行うことが可能な場合には、可及的速やかに開示決定を行うことが必要である。

また、新法では、任意代理人に対しても保有個人情報の開示が可能となることから、より慎重な審査を行う必要がある。なりすましや利益相反の防止といった観点から、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて確認する旨の規定を検討することが望ましい。

(田中副市長)

ただいま答申をいただきました。本来であれば渡辺市長が参りましてご挨拶すべきところでございますが、本日出席がかないませんので、変わりましたら私からご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、3回にわたり、慎重なるご審議をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

本日賜りました答申を踏まえ、令和5年4月の個人情報保護法の施行に向けた準備を進めてまいります。今後とも個人情報を取り扱う事務につきましては、委員の皆様の議論、ご指摘を踏まえ、安全性にも細心の注意を払い運用してまいります所存でございます。本日はありがとうございました。お世話になります。

(小林会長)

以上で本日の審議会の議題は終了しますが、委員の方々から何かございましたらお願いいたします。

(松坂委員)

現在、兵庫県尼崎市のホームページに以下のような記載があります。

6月21日、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金支給事務の受託者であるB I P R O G Y株式会社関西支社の関係社員が、コールセンターでのデータ移管作業のために必

要なデータを記録したUSBメモリーを鞆へ入れて本市市政情報センターから持ち出した。データ移管作業完了後、飲食店に立ち寄り食事を済ませた後の帰宅時に、当該USBメモリーを入れたかばんの紛失が判明。

6月22日、当該関係社員が可能性のある場所を探索するも発見できなかったため、同日に関係警察署に遺失物届を提出。同日、同社から本市にUSBの紛失についての電話連絡。当該USBはパスワードが付され、内容については暗号化処理が施されています。

現時点において、外部への漏洩は確認しておりません。

以上ですが、木更津市においても市民の個人情報を必要に応じて委託業者に提供していると思われます。

そうだとすると、尼崎市におけるのと同様の事案が発生する可能性があります。

この点に関して、市はどのように認識しているのか、そしてこうした事態にどのように対処するのかについてお答えしていただければと思います。お願いします。

(小林会長)

ありがとうございます。

(曾田次長)

今回の尼崎市の事案でございますが、市では重く受けとめております。

本市で同じような事例が起こる可能性というのは、ゼロではないというふうに認識しております。

まず、USBに限った話でございますけれども、委託業者の社員がサーバールームに入る際には、業務関係のスマートフォンですとか、パソコン、そういったものは一切持ち込みすることができないこととなっております。住民情報或いは税情報の入った機械に接続できるUSBメモリーは1個に限定しておりまして、その1個のUSBメモリーは担当課で厳重に保管しております。

万が一起きてしまった、あまり考えたくないことですが、そういった場合については、このような事態に対処する対策本部がもう組織されておりますので、その対策本部において、被害の拡大防止、応急復旧或いは原因の解明などを行うこととなっております。

今回の尼崎市の事例を受けまして、6月24日付で、市の庁内に注意喚起の文書を発出してしております。以上でございます。

(小林会長)

松坂委員、よろしいでしょうか

(松坂委員)

はい。

(小林会長)

他にありませんでしょうか。

それでは以上を持ちまして、令和4年度第3回木更津市情報公開総合推進審議会を終了いたします。長時間にわたり、皆様ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和4年9月20日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小 林 伸 一